

EDIデータ保存・検索サービス

電子帳簿保存法に対応した電子取引データ保存を実現

●電子帳簿保存法とは？

各税法で原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について一定の要件を満たしたうえで電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に拝受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上など、納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担の軽減を図るため、令和3年度の税制改正において法改正が行われました。

参考：国税庁パンフレット <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaihaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

●電子帳簿保存法の種類

電子帳簿等保存

電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存

代表的な書類例

- ・貸借対照表
- ・仕訳帳
- ・損益計算書
- ・総勘定元帳 など

スキャナ保存

紙で受領・作成した書類を画像データで保存

代表的な書類例

- ・契約書
- ・請求書
- ・領収書
- ・納品書 など

電子取引

電子的に授受した取引情報をデータで保存

代表的な書類例

- ・注文書
- ・送り状
- ・見積書
- ・契約書
- ・領収書など

サービスの対象

●インボイス制度を見据えて規制緩和がされ、電子化のハードルが下がりました



事前承認制度の廃止

税務署長の事前承認が廃止。現行の運用開始3カ月前までの申請が不要になり、電子帳簿保存法に対応した会計ソフトなどを導入次第、電子保存を開始できるように。



検索要件の緩和

検索要件が「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3つのみに変更。ダウンロードの求めに応じる場合は、範囲指定及び項目を組み合わせることで条件を設定できる機能の確保が不要に。



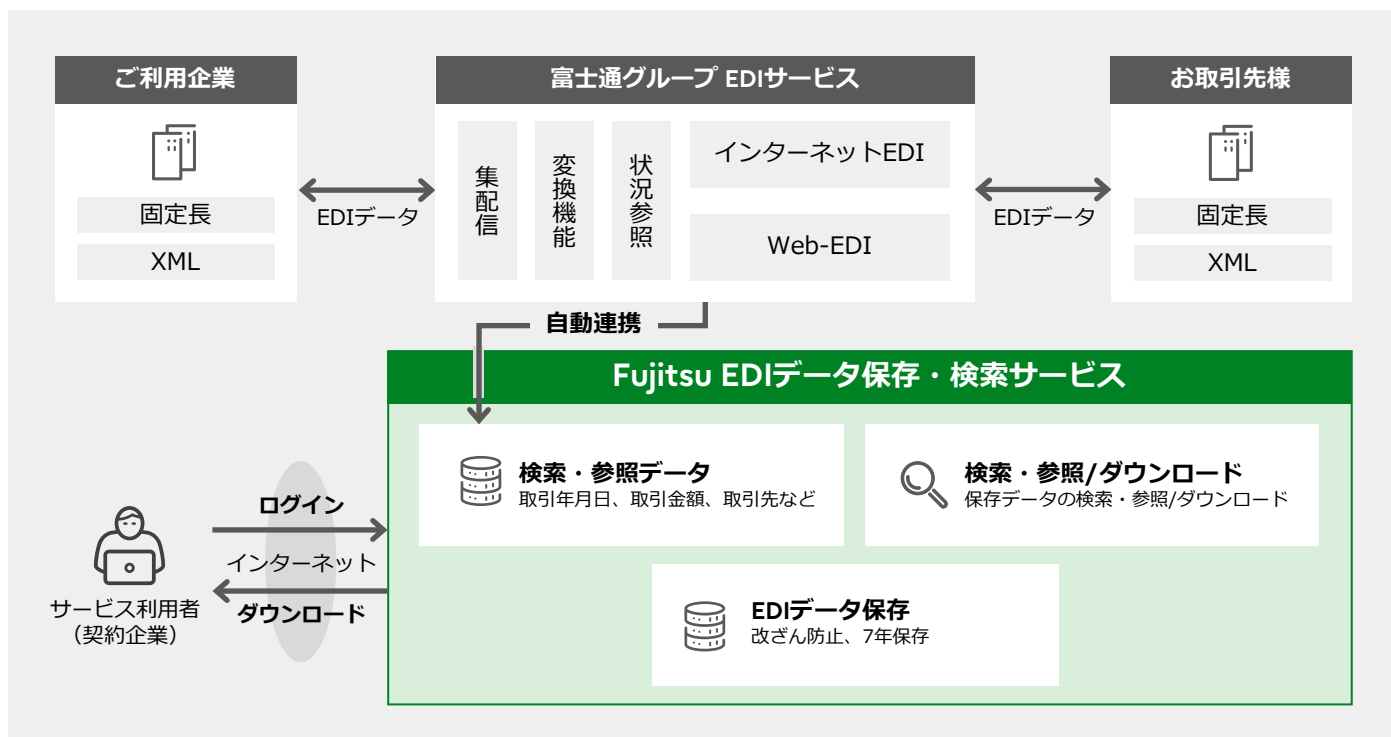
電子取引データの書面保存が廃止

電子取引の情報を書面で出力して電子データでの保存に代えることができなくなる。電子取引の情報は電子データでの保存が義務化され、違反すると青色申告の承認の取消対象となり得る。

電子取引データの保存をクラウドサービスにて提供開始致します

● サービス概要

EDIデータ保存・検索サービスは、富士通のEDIサービスと連携して電子取引データを自動保存し、保存したデータの検索・参照・ダウンロードの機能を提供する、電子帳簿保存法に対応したサービスです。



【ご注意事項】 TradeFront/6Gサービスをご契約頂いている企業様にご提供予定です。今後、TradeFront/6Gサービスご利用外でも検討を致します。

● 主な機能

機能	機能概要
EDIデータ保存機能	「TradeFront/6G」など富士通のEDIサービスの電子取引データを自動連携し、7年間保存します。
検索・参照機能	「取引年月日」、「取引先名」、「取引金額」など電子帳簿保存法の検索要件の項目など、あらかじめ設定した項目での検索・参照が可能です。
ダウンロード機能	保存した電子取引データのダウンロードが可能です。

● クラウドサービスとしての利点orオンプレ環境との比較

	クラウドサービス	オンプレ環境		備考
	EDIデータ保存・検索サービス	基幹システム	電子取引データ保存専用システム	
改ざん防止	◎	△(※1)	◎	(※1)訂正・削除を行った場合の履歴管理が個別に必要なケースあり
長期保存	◎	△(※2)	◎	(※2)基幹システムリプレース時にデータ移行ができなくなるケースあり
バックアップ・ディザスタリカバリ	◎	△(※3)	△(※3)	(※3)オンプレ環境ではバックアップ・ディザスタリカバリの検討が別途必要